

## 給食供給者届出事項変更届 審査基準

### 【事務の根拠、届出事項等】

食品製造業等取締条例（以下「条例」という。）第五条の六第二項

給食供給者は、前項第一号又は第三号から第六号までに掲げる事項に変更を生じたときは、規則で定める場合を除き、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

### 【届書様式】

食品製造業等取締条例施行規則（以下「規則」という。）第七条の四

条例第五条の六第二項の規定による届出は、別記第十号様式の六による届書による。

### 【届出の対象外】

規則第七条の四第二項

条例第五条の六第二項の規則で定める場合は、同項の規定により届け出るべき事項について健康増進法第二十条第二項前段の規定による届出がなされた場合とする。

### 参考条項

条例第五条の六第一項

給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始したときは、規則で定める場合を除き、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に、給食施設の設備の構造を表示した図面を添えて、知事に届け出なければならない。

一 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 給食施設の所在地

三 給食施設の名称

四 一日に供給する各回ごとの食数

五 食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)の氏名

六 設備の大要

七 食事の供給を開始した年月日

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

健康増進法第二十条第一項

特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省

令で定める事項を届け出なければならない。

健康増進法第二十条第二項

前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

年 月 日

殿

郵便番号

住 所

給食供給者

電話番号

フリガナ

氏 名

年 月 日生

〔法人の場合は、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

給食供給者届出事項変更届

下記のとおり

〔住所・氏名  
給食施設の名称  
供給食数  
食品衛生責任者  
設備の概要〕

を変更したので、食品製造業等取締条例第5条の6第2

項の規定により届け出ます。

記

給食施設の所在地		
給食施設の名称		
変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

- (注意) 1 変更事項を明らかにする関係書類を添付してください。  
2 設備の概要の変更の場合は、設備の平面図を添付し、変更の部分を朱筆してください。